インクルーシブ教育システムとユニバーサルデザイン

【指導室　特別支援教育班】

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年７月 23 日付け）では、「インクルーシブ教育システム」について次のように定義されています。

〇障害者の権利に関する条約第２４条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

そして、以下のようなことが必要とされています。

- ◆ 障害のある者が教育制度一般から排除されない
- ◆ 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる
- ◆ 個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされる

上記を踏まえ、各学校において一人一人の教育的ニーズを把握し、特別支援教育を推進していくことは、障害のある子どもにも、障害のあることが周囲に認識されていないものの学習上又は生活上の困難にある子どもにも、更には<u>全ての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができる</u>ものと考えられます。

［ユニバーサルデザインの視点］

右図は、個別に用意された合理的配慮が、実はユニバーサルデザインとして他の子ども達にも効果的であることを表しています。

［千葉県教育委員会『特別支援教育指導資料（令和２年度版）』Ｐ６より］

【合理的配慮、ユニバーサルデザインと基礎的環境整備のイメージ図】

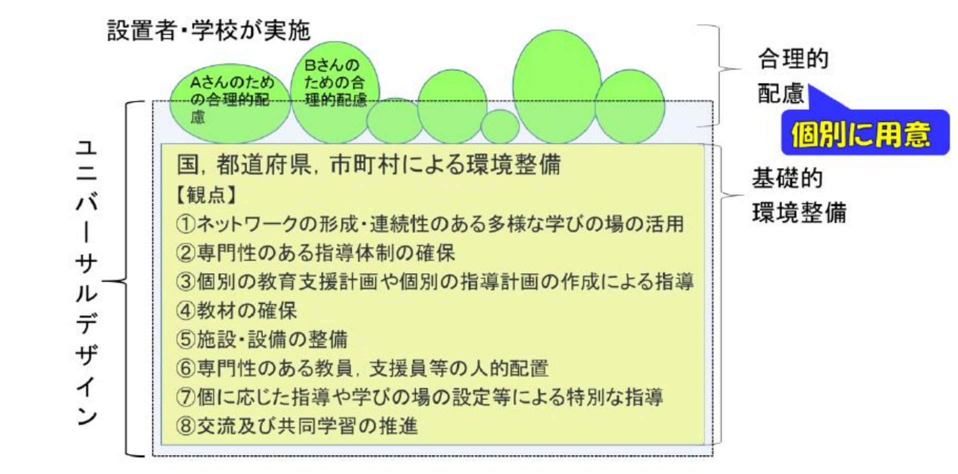

Point

- ◆ どの子も「わかる」「できる」を実感できる授業を考える
- ◆ 考えた授業の中で活動に対して難しさを感じる子どもがいないか考える
- ◆ 全ての子どもが活動に参加し、目標を達成できるよう手立てを考える
- ◆ 考えた手立てを周りの子どもにも有効な手立てとして共有する［ユニバーサルデザインの視点］